

仕 様 書

1 賃貸借契約名

中区厚生部・中区地域福祉センター電話交換機及びその附属物の賃貸借

2 設置場所

広島市中区大手町四丁目 1 番 1 号 大手町平和ビル 3 階

3 納入期限及び賃貸借期間

納 入 期 限 令和 8 年 6 月 3 0 日まで

賃貸借期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 1 4 年 6 月 3 0 日まで

4 交換機器仕様

次の要件を全て満たすこと。

(1) 交換機主装置

① 交換機器仕様

ア 制御方式：蓄積プログラム制御方式

イ 制御方式：時分割交換方式

ウ 制御方式：32ビットマイクロプロセッサ

② 交換機収容回線数

種 別	実 装 数
ひかり回線 (中区厚生部・社会福祉協議会)	2 本
ひかり電話 CH 数	中区厚生部 30 チャンネル以上 社会福祉協議会 4 チャンネル以上
番号数	40 番号以上
アナログ専用線 (LD 方式) 広島市役所本庁内線相互用	13 回線
OD 回線 (財政局徴収企画課 (10 階)・企 画総務局公文書館 (8 階) との接続)	10 回線
多機能電話機回路	32 回線
一般電話機回路	144 回線
バックアップ電源	3 時間
通話録音	100 時間以上

③ 追加できるパッケージの空きが 3 枚以上あること。

④ 外線として、アナログ回線、専用線および NTT 西日本ひかり電話 (オフィス A) に対応すること。

⑤ 外線は、ナンバーディスプレイ、ダイヤルイン対応であること。

⑥ 昼間と夜間で、ダイヤルインの着信先内線を変更できること。

- ⑦ 昼間と夜間の転送先を、手動又は自動で変更できること。
- ⑧ 年間タイマーにより夜間の外線着信を、専用線を通じ中区役所へ転送できること
- ⑨ 内線機能として、内線通話（本庁の調整を含む）、転送、外線へのダイヤル発信、短縮ダイヤル、通話保留機能を利用できること。
- ⑩ FAX回線の収容ができること。
- ⑪ 横幅100cm 奥行60cm 高さ190cm のスペースに設置できること

(2) 電話機器

① 電話機設置台数

種 別	台 数
多機能電話機（18ボタン以上）	26台
一般電話機（既存機器を使用）	130台

② 多機能電話機については下記の要件を満たすこと

- ア 外線からの着信音と内線からの着信音を点滅及び着信音で区別できるものであること。
- イ 着信中の表示と保留中の表示を点滅または色等で区別できるものであること。
- ウ 外線、内線の発信者番号を表示できるものであること。

- (3) 回線接続は直取（SIP）またはOG（VOIP-GW）経由の双方に対応すること。
- (4) 上記に記載されているもの以外で、必要な関連部品又は機器等があれば付加すること。
- (5) 6年以上の修理部品の供給及び取替が可能であること。

5 所有権の表示

賃貸人は賃貸人の資産である旨の表示（所有者名、機器の品名、整理番号等）を機器に貼付すること。

6 保守体制

- (1) 保守点検・修理等については12か月に1回以上行うこととし、日時については、本市担当者と協議すること。
- (2) 機器の故障等が発生し修理の依頼を受けたときは、直ちに設置場所に専門技術者を派遣し、機器の修理・調整に着手すること。
- (3) 機器の修理・調整のため、搬出する必要がある等、日数を要するときはその期間、代替機を設置すること。

7 特記事項

- (1) 多機能電話機以外の一般電話機及び構内配線は、可能な限り現存のものを使用すること。
- (2) 電話交換機等の搬入から組立て、設置及び既設電話交換機撤去（廃棄）に至るまで全て納入業者にて行うこと。
- (3) 交換機設置後、電話回線等の送受信テストを行うこと。また、ダイヤルイン増設時

においても同様とする。

- (4) ダイヤルイン増設時には、接続作業及びダイヤルイン番号通知に係るデータ設定作業を行うこと。
- (5) 本市が指示する計画に従い、本市の職員に対し、基本操作及び応用操作の研修を行うこと。
- (6) ダイヤルイン番号ごとのグループで電話着信ができること。
- (7) 6年以上の修理部品の配給及び取替えが可能なこと。交換機本体以外の電話機等の修理・移転等は別途費用とする。
- (8) 交換機電源装置（整流器、蓄電池）の取替え及び消耗品は別途費用とする。
- (9) 使用部品は、最新の欧州 RoHS 指令に適合すること。ただし、同指令の附属書で認められた適用除外用途については、その有効期限内に限り認めるものとする。
- (10) 広島市役所本庁設備に対しても接続試験は必ず広島市役所本庁と対向で行うこと。
- (11) 広島市役所本庁と大手町平和ビル3階（生活課）間での接続設定については、現行運用を大幅に変更せず、既存構成を維持するものとする。
- (12) 交換機・機器更新は土曜日及び日曜日の2日間で行うこと（期間内にできる限り速やかに工事を行うこと）。

また、OD回線の接続を要する企画総務局公文書館及び財政局徴収企画課と日程調整を行うこと。
- (13) 5階中区社会福祉協議会の回線切り替えは、第3日曜日に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、仮設などの対応を行うこと。
- (14) 光回線への切り替え時は、NTTと事前に協議を行ったうえで実施すること。